

平成27年度（平成26年度の事務対象）

教育に関する事務の点検及び評価報告書

平成27年8月25日

三条市教育委員会

目 次

1 教育に関する事務の点検及び評価等の実施方針 1

2 点検・評価対象項目

項 目	担 当	評価	ページ
豊かな心をはぐくみ、ふれあいと感動のあるまちづくり			
○教育環境の充実			
1 幼児教育・学校教育の充実			3
(1) 小中一貫教育の推進	小中一貫教育 推進課	B	4
(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施		B	5
(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実		B	6
(4) 食育・体力づくりの充実		B	7
(5) いじめ・不登校対策の充実（適応指導事業の充実）		C	8
(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実		A	10
2 学校と家庭・地域との連携の推進			12
(1) 放課後子ども教室	子育て支援課	C	13
(2) 家庭教育講座		B	14
(3) 子どもと親の読書活動	生涯学習課	B	15
(4) スクールアシスタント制度の充実	小中一貫教育 推進課	B	16
(5) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築		B	17
○生涯学習・スポーツの推進			
3 生涯学習の充実			18
(1) 生涯各期における学習機会の充実	生涯学習課	B	19
(2) 現代的課題などの学習		A	20
(3) 学習成果を活かす仕組みづくり		A	21
○芸術・文化の振興と継承			
4 文化遺産の保存と活用			22
(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定	生涯学習課	A	23
(2) 埋蔵文化財の調査・保護		B	24
(3) 文化遺産の公開・活用		B	24

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

3 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況 26

4 三条市教育事務点検評価委員会 30

教育に関する事務の点検及び評価等の実施方針

1 趣 旨

- (1) 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。
- (2) 点検評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

2 実施方針

(1) 点検評価の対象

「三条市総合計画・後期実施計画」に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題とし、前年度における取組状況について点検評価します。

また、点検評価の対象は、「教育委員会の権限に属する事務」であることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務、並びに市長の事務とした青少年健全育成は、対象となりません。

(2) 点検評価の方法

三条市が行う行政評価システムを活用して、点検評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

市の行政評価システムでは、評価対象を「想定される主な取組」のうち、いくつかをピックアップして実施していることから、教育委員会としては、「想定される主な取組」のすべての項目を対象に点検評価します。

(3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

「三条市教育事務点検評価委員会」（定数3人 任期2年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

(4) 議会への報告及び公表

教育委員会において、点検評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

3 報告書の構成

この報告書は、次の2つの事項で構成しています。

- ① 三条市総合計画・後期実施計画に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題の点検評価を取りまとめたもの
- ② 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況を取りまとめたもの

4 参 考

根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

(平成19年6月公布・20年4月施行)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。(一部略)

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 幼児教育・学校教育の充実

学力向上のための取組、知・徳・体・食のバランスの取れた教育への取組、小・中学校施設等整備

■施策の基本的方針

本市では、次代を担う心豊かな子どもを育み、市民一人ひとりが生涯を通して自らを高め、郷土を愛し、生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、平成18年に教育基本方針を策定しました。

今後は本方針に則り、学力向上プロジェクトの推進等による基礎学力の定着に努めるとともに、この地域固有の歴史や伝統産業等を最大限教育に活用していく取組を進めます。また、これらの取組を一層推進していくために、市民・有識者等により組織された検討委員会において6・3制等の教育制度の在り方など教育の本質を踏まえた検討を行い、児童生徒へのより良い教育環境づくりに努めます。

■主な取組

(1) 小中一貫教育の推進【小中一貫教育推進課】

次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、小中一貫教育への取組を推進します。

(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施【小中一貫教育推進課】

教科ごとに授業力の向上を目指すとともに、教員の指導力向上により子どもたちの学力向上に努めます。

(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実【小中一貫教育推進課】

鍛冶道場と連携した刃物・ものづくり教育の推進や科学に対する好奇心と探究心を高め、科学教育の充実に努めます。

(4) 食育・体力づくりの充実【小中一貫教育推進課】

地域と連携した食育推進や体育指導の充実を通じた健康教育に取り組みます。

(5) いじめ・不登校対策の充実（適応指導事業の充実）【小中一貫教育推進課】

相談支援体制を充実させ、いじめや不登校の未然防止と対応に努めます。

(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実【小中一貫教育推進課】

就学相談や教育相談を始め、個々の障がいに応じたサポートができるよう特別支援教育を充実します。

1-(1) 小中一貫教育の推進

(小中一貫教育推進課)

【目的】

未来を拓き力強く生きるために、「確かな学力」を身に付け、「豊かな心・個性」を涵養し、「健やかな身体」を身に付ける。

【内容】

三条市が次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し取り組む小中一貫教育を推進するため、「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、次の事項を推進する。

- ① モデルカリキュラムの自校区化の推進
- ② 各中学校区の小中一貫教育の推進
- ③ 教職員研修の実施

【主な事務事業】

① モデルカリキュラムの自校区化の推進

教育委員会が策定した小中学校各教科及び特別支援教育の小中一貫教育モデルカリキュラムを基に、各中学校区が自校区化を推進する。

② 各中学校区の小中一貫教育の推進

教育委員会がモデル中学校区における小中一貫教育の実践研究に関する中間発表会を開催し、その成果等について全中学校区で共有化を図る。また、各中学校区においては、推進協議会で推進計画を策定し、小中交流活動など具体的な取組を進める。

③ 教職員研修の実施

小・中学校教職員を対象に、小中一貫教育の推進に関する研修会や他市成果事例の講演会を開催し、先進事例に学びながら、実践意欲の向上及び取組内容の充実を図る。

【評価】 B

平成 26 年度は、教育センターの中核である小中一貫教育に係る教職員研修で、研修内容の体系化を図り、基礎研修・実践研修・充実発展研修を実施した。また、各中学校区では推進計画に基づいた小中交流活動等が行われた。12 月には、小中一貫教育の取組について全市一斉の点検・評価アンケートを実施した。その結果から小 6 児童の中学校進学への不安軽減は概ね達成されてきたと思われる。保護者の認知度については、目標値にとどかなかったが、その他のアンケート項目（人間関係力の育成、自己有用感の向上）では、保護者の肯定的評価が平成 25 年度より 2 割程度増加している。これらを総合的に判断して、小中一貫教育の取組についての理解や周知に一定の成果があったと考える。

11 月に開催した「小中一貫教育フォーラム in 三条」は、教職員の意識の高揚を図るには効果的であった。

【今後の方針】

小中一貫教育に係る点検、評価の実施については、平成 26 年度の実施状況を踏まえ、

内容項目の修正やP D C Aサイクルによる取組の改善に資するものとなるよう小中一貫教育推進委員会を中心に引き続き検討を行う。また、保護者や地域住民の小中一貫教育への理解をより一層図るため、小中学校教職員の協働に焦点を当てた広報の工夫改善やホームページの活用、乗り入れ授業の場면을公開する機会を増やすなどの具体的な実践を、教育委員会と各中学校区推進協議会とが連携して、確実に進める。

平成 27 年度の小中一貫教育全国連絡協議会（全国サミット）の開催を契機とし、三条市の小中一貫教育の更なる推進や保護者・地域住民への周知を図っていく。

1－(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施

(小中一貫教育推進課)

【目的】

児童生徒の学力の向上を図ること。

【内容】

児童生徒の学力向上に向けて、中学校区ごとに学力向上プロジェクト会議を組織し、授業改善を図る。また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を開催したり、中学校区ごとの公開授業研究（協議会）への参加を促したりすることで、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を図る。

【主な事務事業】

① 学力向上プロジェクト会議

中学校区ごとに、管理職（校長、教頭）や主任（教務主任、研究主任、教科主任等）の指導力を生かした「学力向上プロジェクト会議」を組織し、学力分析（標準学力検査（N R T）（※1）や全国学力・学習状況調査（※2））を行い、各中学校区の実態に応じた対策を立て、学習指導、授業改善を図る。

※1 標準学力検査（N R T）とは、昭和 25 年に刊行された日本で最も多く実施されている標準化された学力検査である。標準化の過程で、全国で幅広く実験を行い、妥当性と信頼性が保証されているため、客観的な学力測定に用いられている。

※2 全国学力・学習状況調査とは、文部科学省が平成 19 年度から年に 1 回実施している学力調査である。全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために行われている。対象は小学 6 年生と中学 3 年生、教科は算数・数学と国語（平成 27 年度は理科も追加）

② 学力向上研修会

学力向上に向けて、日々の授業改善に生かすために Web 配信システム活用研修会、デジタル教科書活用研修会等を行う。

③ 各中学校区公開授業と協議会

各中学校区ごとに年間数回の公開授業と協議会（小学校・中学校で実施）を行い、小・中学校の教員が共通理解を図りながら互いの授業力・指導力を高める機会とする。

【評価】 B

小学校段階での学力は、既にほぼ目標値に到達している。一方、中学校段階での学力は、依然、目標値との差はあるものの、全国平均（50.0）に徐々に近づきつつある。各中学校区での学力分析とその結果を生かした学習指導、授業改善への取組が有効に働いてきたと考えられる。

【今後の方針】

小学校段階での学力が目標値をほぼ達成できた要因の1つとして、中学校区ごとに学力量向上プロジェクト会議を実施し、標準学力検査（NRT）の分析を行い、自校区の実態に応じた授業改善を図ってきたことが考えられる。今後も、小中学校教員が協働して具体的な学力量向上策を検討・実施する。

課題となっている中学校段階の学力量向上が図れるよう、教育センター主催の学力量向上研修に「異校種教員から学ぶ（中学校教員が小学校教員から学ぶ）研修講座」を実施したり、乗り入れ授業を一層充実させる。また、小中学校長会、小中学校教育研究協議会と連携・協力して、生徒の家庭学習習慣定着のための取組を推進していく。

1-③ 刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実

（小中一貫教育推進課）

【目的】

児童生徒の郷土愛を育成すること。

【内容】

刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実を一層図ることにより、生まれ育った三条に誇りを持ち、主体的に探求する感性を養うとともに、将来の地場産業の活性化に貢献できる子どもの育成を目指す。

【主な事務事業】

① 刃物（ものづくり）教育推進事業

刃物（ものづくり）教育では、三条のものづくりの伝統についての理解を深めることを通して、三条の良さについて学ぶ機会を児童生徒に提供していく。

② 科学教育推進事業

科学教育では、「科学する目と探求心」を育む4つのプロジェクトを推進することにより、三条市の子ども科学への興味関心を掘り起こし、将来の三条市の地場産業活性化に貢献する子どもを育む。

【評価】 B

刃物（ものづくり）教育推進事業では、参加児童生徒の事後アンケートにおける「とても楽しかった」「楽しかった」の評価は、平成25年度から0.7%増加し95.5%であり、

参加児童生徒数も昨年度と比べ、全学習において増加した。また、アンケートの自由記述欄には、「将来和釘づくりの職人になりたい。」「三条の和釘が伊勢神宮に使われていると知ってうれしかった。」など、ものづくりの町三条への誇りや郷土愛に結びつく記述が多く見られた。

科学教育推進事業では、参加者総数が前年度より増加し、2,236人（前年度比115.2%）であった。参加者数が減少した「子どもの科学教室」、「科学模型工作教室」事業は、同じ土曜日開催である「学びのマルシェ」の影響が考えられる。全体では、参加しやすい日程や魅力ある内容等の設定が、参加者の増加につながったと思われる。

【今後の方針】

刃物（ものづくり）教育推進事業では、講義と実際の体験活動を通して、教科・領域の学習だけでなく、地域の伝統と職人魂を学べる絶好の機会であることをPRする。年度当初に学校行事等の調整ができるように、各種資料の送付を早期に行い、参加計画が立てやすい環境づくりを継続して行っていく。

科学教育推進事業は指導講師の人選に加え、工作教室の内容の再検討、新規内容の開拓、使用施設の視察や機器の点検等を再度行い、参加児童生徒、保護者、講師といった関係者全員の満足度が一層高まる事業推進に向け、改善を行う。また、「学びのマルシェ」などの事業と日程が重ならないように調整をして、参加しやすい環境を整えるようにする。

1-(4) 食育・体力づくりの充実

（小中一貫教育推進課）

【目的】

児童生徒の健康増進、体力の向上を図ること。

【内容】

食育では、子どもの食や健康についての親や子ども自身の意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、市内小中学校の児童生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1学校1取組」（柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定）を、各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 子どもがつくる弁当の日

子どもがつくる弁当の日の取組を推進することにより、子どもの食や健康について、親や子ども自身の意識を高め、子どもの生活習慣の改善を図る。

② 1学校1取組

体力テスト（※3）8種目の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに弱点部

分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的に体力の向上が図れるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに生かす。

※3 体力テストとは、新潟県教育委員会の統計調査項目である児童生徒の体力・運動能力を測るテスト。小学校5年生、中学校2年生全員に対し、8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ））を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

【評価】B

食育では、「子どもがつくる弁当の日」の実施学年が目標の69学年となり、実施回数も各学校ほぼ年3回延べ200回となった。各校の事業評価（4段階の自己評価）は評価4が70%を超え、評価3を加えた肯定的評価は約99%である。記述式評価では「親の大変さがわかった。感謝したい。」（児童の声）、「親子の触れ合いが深まった。」（保護者の声）、「栄養面や彩りを考えながらつくることができるようになった。」（教員の声）などがあり、子どもたちの食や健康への関心を高めることができたと評価する。

体力づくりでは、「1学校1取組」策を中心に各校において体力向上のための取組が継続的に行われたことにより、32項目中10項目（小5男女でそれぞれ2項目「握力」「立ち幅とび」、中2男で6項目「握力」「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅とび」）が県平均を上回った。目標の50%超には届かなかったものの昨年度より回復した。柔軟性、持久力、投力の向上が今後の課題である。

【今後の方針】

食育では、今年度の取組を継続実施していく。また、各校教職員への啓発をするため、3年に1回程度の頻度で講演会等を実施していく。

体力づくりでは、県平均に届かなかった22項目中あと少し（県平均への到達率97%以上）のものは、11項目もある。今後はこの11項目を伸ばすための「1学校1取組」の内容の工夫と改善を図っていく。併せて、調査学年の児童生徒に限らず、全ての児童生徒の体力向上と、課題である柔軟性、持久力、投力の克服を目指して、体育授業や部活動の準備運動に弱点分野を強化する運動を取り入れる等工夫した活動を推進する。

1-（5） いじめ・不登校対策の充実（適応指導事業の充実）

（小中一貫教育推進課）

【目的】

児童生徒のいじめ・不登校の減少と集団生活適応力を育成すること。

【内容】

「深めよう絆スクール集会」を中心に小中連携事業や異学年交流事業を行い、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめの防止、不適応の予防に努める。「適応指導教室（ふれあいルーム）」と「訪問指導」の運営を中核に、学校と家庭・関係機関とが密接に連携し、

不登校児童生徒の在籍校復帰や進路目標の実現をめざす。

また、適宜、カウンセラー（臨床心理士・SSN指導員）や不登校児童生徒支援員を派遣し、ケースに応じた柔軟な対応により不適応状態からの改善を支援する。さらに、「子ども・若者総合サポートシステム」とのタイアップにより、関係機関と協働して支援を行う。

さらに、hyper-QU 心理検査の全市導入により、小中一貫教育における9年間の統一座標上において児童生徒の実態調査を行い、適切に変容を把握し、いじめや不登校の未然防止を図るために必要な手立てや支援を施す。

【主な事務事業】

① 「深めよう絆スクール集会」の実施・hyper-QU 心理検査の実施

小中連携事業として、各中学校区ごとに「深めよう絆スクール集会」を実施し、小中学校・家庭・地域の連携を深めることで、いじめや不適応の防止を図る。hyper-QU 心理検査により児童生徒を9年間を通して見取り、その実態に応じた支援を行う。

② 「適応指導教室（ふれあいルーム）」の運営

「適応指導教室（ふれあいルーム）」を中核とした関係機関との連携により、不登校または不登校傾向にある児童生徒の学校復帰を図る。

カウンセラーや指導員等による適応指導に関する児童生徒及び保護者や教師等への相談活動を行う。

③ SSN（スクーリング・サポート・ネットワーク）カウンセリング事業・SSN指導員事業

年々深刻化するいじめ・不登校問題、外部機関のどこにも繋がらない引きこもり状態など、学校と家庭だけでは解決できない状況に対応するため、市が臨床心理士等のカウンセラーを派遣する。また、学校の適応指導事業を支援するため、SSN指導員を派遣する。

【評価】 C

いじめ防止の対策については、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「三条市いじめ防止等の基本方針」を策定し、いじめを積極的に認知するとともに徹底して解決に向けた指導を関係機関と連携して実践することができた。このように学校、家庭、地域がいじめを積極的に認知することに努め、問題の解消を図っていることが大きな成果につながっているため、「いじめの認知件数をゼロにする」という指標は現状のねらいにはあわなくなっている。

不登校対策については、不登校児童生徒の個々の状況を見ると、児童生徒本人にかかわる問題、友人関係、学業不振、家庭の状況等、不登校の要因は多様を極めた状況である。また、複数の要因が重なって発生するケースが増えており、学校単独の対応では困難な状況のことが多い。一方、不登校状態（年間30日以上欠席）にある児童生徒の中で、月毎に出席率が上昇した児童生徒は平成25年度より多く、引きこもり傾向の児童生徒が減少している。

【今後の方針】

いじめ防止の対策については、hyper-QU 心理検査を継続的に行うことで、「非承認群」「侵害行為認知群」にプロットされた児童生徒へのカウンセリングを拡大する。

不登校対策については、中学1年生での新たな不登校発生率は平成25年度80%、平成26年度76.1%と若干減少し、中1ギャップには歯止めがかかっている。今後も、未然防止と学校復帰に向けて、幼保小連携の強化と9年間を見通した小中教職員協働の取組に努める。また、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、定期的なケース会議の実施、適応指導の充実等、学校、保護者、教育委員会、医療・福祉機関と連携した支援の一層の強化を図る。

1-(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実

(小中一貫教育推進課)

【目的】

児童生徒が必要に応じて特別な教育的支援を受けることができるようにすること。

【内容】

三条市の特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育指導員を増員するとともに、教職員の研修を行い、校内体制の充実、教員の資質の向上を図る。

【主な事務事業】

① 特別支援教育指導員の配置

小学校・中学校に特別支援教育指導員を適切に配置するとともに、中学校区を中心とした教職員の情報交換会並びに研修会を実施し、特別支援教育の充実を図る。

【評価】 A

指導員の配置については、目標値に達しているものの、学校現場からの配置要望は年々高まっており、応え切れてはいない状況である。教職員の研修については、教育センター主催の研修会を5回開催した。教職員のニーズに応じた実際的な内容とし、インクルーシブ教育システム(※4)に関する教職員の理解を深めるように努めた。そのため、学校における特別支援教育としての指導力が向上し、通常学級に在籍する児童生徒も対象にした一人ひとりの特別な教育的ニーズへの対応が浸透してきた。

※4 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性を尊重し、障がい者がもてる力を可能な限り最大限まで発達させ、社会参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

【今後の方針】

平成28年4月より施行される「障がい者差別解消法」により、インクルーシブ教育システムの構築とともに、義務教育段階での通常の学級、通級による指導、特別支援学級、

特別支援学校といった多様な学びの場を確保していく必要がある。

今後一層、学校現場のニーズに沿った教育センターによる研修の充実並びに教育相談体制の充実を図る。また、地域における特別支援教育のセンター的機能を有する月ヶ岡特別支援学校との連携をさらに強化し、同校の専門的知見を活かした研修を共同で実施していく。

2 学校と家庭・地域との連携の推進

家庭教育学級の充実、地域に開かれた学校づくり、学校を利用した放課後の居場所づくり

■施策の基本的方針

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、本市においても人間関係や地縁関係の希薄化が懸念される中、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。こうした中、すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級や親と子のふれあいを大切にした取組を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会が連携して、放課後や休日などの子どもの居場所づくりを進めます。

また、学校教職員と児童生徒が地域の中で一緒に活動することや学校と地域住民との垣根を取り払うなど、学校教育と家庭・地域との連携の在り方について議論できる仕組みを構築できるよう検討します。

■主な取組

(1) 放課後子ども教室【子育て支援課】

放課後や週末等に小学校等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもが勉強やスポーツ、文化活動などの様々な交流活動を行う場をつくることで、子どもの安全安心な遊び場の提供、子どもの社会性の育成及び地域の教育力の向上を図ります。

(2) 家庭教育講座【子育て支援課】

家庭の教育力向上と親子間のふれあいを深めるため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開設します。

(3) 子どもと親の読書活動【生涯学習課】

ブックスタート事業や読み聞かせ教室の充実により、親子の絆を深めながら読書活動の推進を図ります。

(4) スクールアシスタント制度の充実【小中一貫教育推進課】

教育活動をサポートするスクールアシスタントの資質向上のため、研修の充実に努めます。

(5) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築【小中一貫教育推進課】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできるように努めます。

2-1) 放課後子ども教室

(子育て支援課)

【目的】

学校と家庭・地域との連携が推進され、子どもたちが安全・安心に過ごせるようにすること。

【内容】

放課後や週末等に小学校等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもが勉強やスポーツ、文化活動などの様々な交流活動を行う場をつくることで、子どもの安全・安心な遊び場の提供、子どもの社会性の育成及び地域の教育力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもが勉強やスポーツ、文化活動などの様々な交流活動を行う場をつくることで、子どもの安全・安心な遊び場の提供、子どもの社会性の育成及び地域の教育力の向上を図る。

【評価】 C

以前より、いくつかの教室から、高齢化や人手不足によりスタッフの負担が大きくなり、現状の実施方法による継続が困難であるとの声が上がっていた。また、学校区が広い下田地区、栄地区や3校統合を行った嵐南小学校などでは、児童の帰宅の安全性確保の観点などから、学校を会場に実施すること自体が困難視されるようになってきた。これらのことから、現状のやり方ではなく、地域の実情に合わせ放課後子ども教室の実施方法自体を一から考え直す必要があると判断し、平成26年度当初において予定していた1校の開設について、取り組まないこととし、新たな実施方法についての検討を平成27年度に行うこととした。

なお、現在実施している各教室については、放課後子ども教室連絡協議会での情報交換を行いながら、学校・地域・児童の交流や活動内容が活性化するように努めた。参加児童は、教室のルールに従いながら、それぞれで工夫し楽しく異年齢や地域のスタッフとの交流を行い、社会性を育んでいる。

【今後の方針】

平成27年度(仮称)「新放課後子どもプラン」を策定する中で、今後の放課後子ども教室の実施方法を含めて、すべての子どもが安全・安心に放課後等を過ごすことができ、地域の実情に合わせた継続可能な居場所について検討する。

2- (2) 家庭教育講座

(子育て支援課)

【目的】

家庭の教育力が向上すること。

【内容】

家庭は、家族のふれあいを通じて基本的な生活習慣、生活能力や社会的マナーを身に付ける重要な役割を担っていることから、保護者に対し子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化支援事業

家庭の教育力向上を図るため、市内の全保育所・園、子育て支援センター、小中学校等において、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催する。

また、乳幼児を育てる保護者を対象とする BP（親子の絆づくりプログラム Baby Program「赤ちゃんがきた」）講座※5、NP（Nobody's Perfect「完璧な親なんていない」）講座※6を開催するための指導者養成講座を開催する。

※5 BP 講座とは、初めて乳児（2か月～5か月）を育てる母親を対象に、子育ての基礎知識に関する学習や保護者同士の情報交換等を通じて、親子の絆づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座である。

※6 NP 講座とは、乳幼児（0歳～3歳）を育てる保護者を対象に、子育ての知識や親としての役割等に関する学習と保護者同士の情報交換等を通じて、仲間づくりや育児不安の軽減及び児童虐待の予防等を目的に実施する講座である。

【評価】 B

保育所・園の年少児の参観時、就学前健診時、中学校入学説明会時と子どもの成長に合わせて講座内容の方向を統一させ、その時に必要な情報や学ぶべき内容を講座内容に反映させて実施した。講座の役立ち度のアンケートにおいて、年々、着実にポイントが上がっており、概ね評価できる。

また、指導者養成講座のうち BP 講座については県が開催したことから、NP 講座のみを市が開催した。これにより、指導者であるファシリテーターの人員が確保され、講座の開催回数を増加させることが可能となった。

【今後の方針】

多くの保護者が集まる機会（保育所・園の年少児の参観時、就学前健診時、中学校入学説明会時）に、子どもの成長段階に沿った内容に加え、社会の変化に対応した内容も取り入れるなど充実を図りながら、今後も家庭教育講座を開催していく。

また、親子の絆づくりや子育ての仲間づくりを目的とした BP 講座、NP 講座に多くの人に参加できるよう開催回数の拡充を図り、平成 26 年度に開催した BP 講座 3 回、NP 講座 4 回を、平成 27 年度はそれぞれ 4 回、6 回に増加し開催する。

2-(3) 子どもと親の読書活動

(生涯学習課)

【目的】

幼い頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援すること。

【内容】

乳幼児の頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援するため、保護者や家族が、読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭における読書環境を整えるための支援をする。

【主な事務事業】

① ブックスタート事業

乳幼児の頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援するため、10 か月健康相談会場で、参加した赤ちゃんと保護者に絵本の入ったブックスタート・パックをブックスタートのメッセージとともに手渡す。

【評価】 B

10 か月健康相談会来場者へのブックスタート・パックの手渡しは確実にできている。来場されなかった方への配付も図書館本館だけでなく引き続き分館でも実施した結果、配付率は目標値を達成したが、ブックスタートのボランティア参加数は、前年度増加した28人から26人と微減した。

また、平成22年度に比べ、絵本の貸出冊数が減少していることもあり、特に分館への来館誘導等啓発活動の必要性がある。

【今後の方針】

10 か月健康相談会に出席できなかった方への案内送付やブックスタートの啓発ポスター等の掲示でブックスタート事業への理解を更に進めていくとともに、ブックスタートボランティア増加のための周知を図り、ボランティアのスキルアップに努め、事業内容の充実を図っていきたい。

絵本の貸出数が平成22年に比べ、減少していることから、広報紙「親子で読書通信」などの広報や特集本コーナーの充実を図り、魅力ある絵本の紹介に一層努めたい。

また、しかけ絵本日本一プロジェクト(※7)では、図書館栄分館で寄贈・寄附金により平成26年度約800冊のしかけ絵本を受け入れ、しかけ絵本の蔵書冊数1,054冊(平成27年3月末現在)となった。このプロジェクトを継続して実施することで、親子読書の推進や分館の魅力増強を図るとともに、絵本の貸出数の増加を図りたい。

※7 しかけ絵本日本一プロジェクトとは、すまいるランドに隣接した図書館栄分館で、しかけ絵本を1,000冊集めることなどにより、子育てに特化した図書館とするため、実行委員会を立ち上げ、様々なイベントを実施し、情報発信を行うことで親子読書の推進を図るものである。

2-(4) スクールアシスタント制度の充実

(小中一貫教育推進課)

【目的】

教職員の教育活動を補助すること。

【内容】

地域と学校をつなぐパイプ役としての役割から、最近では教職員の多忙化解消のため、小学校 50 人、中学校 23 人を配置し、教職員の教育活動を補助する役割を担っている。その際、資質向上を図るための研修の充実に努める。

【主な事務事業】

① スクールアシスタント推進事業

年 2 回、講演会・講義及び意見交換の場を設定し、補助的な業務を推進する上で必要な知識や技能の習得の機会とし、資質向上を図る。

【評価】 B

スクールアシスタントは学校の希望通り配置できた。目的を別にした研修会を 2 回開催し、参加者からの評価は好評（100%の肯定的評価）であった。参加率が目標値に届かなかった要因の一つは、研修会開催の計画が遅れ、開催時期が限定されたことによると考えられる。

【今後の方針】

平成 26 年度は知識や技能習得のための講習会・研修会だけでなく、日頃の悩みや学校運営上の課題について気軽に話ができる研修会も設定した。いずれの研修会も参加者には好評であったので、今後もこの 2 つの研修会を軸に開催していく。参加率の向上を図るため、各校にスクールアシスタント業務の少ない時期を照会し開催時期を設定する。また、研修参加者の声を未参加者に届けるなど研修会の良さを周知する。

2－(5) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

(小中一貫教育推進課)

【目的】

学校と地域、保護者が共に学校教育を考える場を設定すること。

【内容】

小中一貫教育の推進に伴い、小中一貫教育推進協議会等を確実に運営していくとともに、学校評議員会等の活性化を図り、教育目標や計画、教育活動、学校と地域の連携など学校運営に関して意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

地域の中から学校運営に関心を持ち積極的に提言できる方を学校評議員として委嘱し、随時学校の運営に関し意見を聴取する場を設定し、特色ある教育活動の推進及び学校運営の活性化を図る。

【評価】 B

各学校は積極的に意見聴取に努め、学校評議員会等の開催回数は目標を達成した。その結果、保護者や地域の声を生かし、地域の教育資源や人材を活用するなど特色ある学校運営がなされてきている。しかし、9年間の学びを支える視点で各中学校区「小中一貫教育推進協議会」の役割を見直し質を高めるという課題が残る。

【今後の方針】

各中学校区「小中一貫教育推進協議会」と各学校の学校評議員との関係を見直し、両組織を融合した「各中学校区学校運営協議会」の設立を目指し、地域住民が小中9年間の学校運営に参画できるよう努め、より一層、地域に開かれた特色のある学校づくりを進める。

3 生涯学習の充実

様々な学習機会の提供、生涯学習環境の充実、生涯学習指導者の育成、学校支援や情報提供

■施策の基本的方針

本市の生涯学習については、基本方針をまとめた三条市生涯学習推進計画（平成18年度策定）に基づき推進しています。

今後も引き続き、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習人材バンクの整備、学習に関する情報提供や学習相談を通じて、学習機会や学習環境の充実に努めます。

また、市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習指導者や生涯学習ボランティアの育成を図り、学習成果を地域社会に活かす仕組みづくりに努めます。

生涯学習の推進は、市民が生涯にわたって自ら学び、趣味やサークル活動を通じて人と関わり、地域社会の一員として生きがいや喜びを見出せるよう支援することです。

■主な取組

(1) 生涯各期における学習機会の充実【生涯学習課】

市民が自発的に学習に取り組めるよう青少年から高齢者まで市民の要望に対応した多様な学習機会を提供します。

(2) 現代的課題などの学習【生涯学習課】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営む上で、身につけておくことが望まれる課題を現代的課題とし、学習機会の提供に努めます。

(3) 学習成果を活かす仕組みづくり【生涯学習課】

市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習人材バンクを整備しつつ、生涯学習指導者及びボランティアが活躍できる場を提供できるよう努めます。

3-1) 生涯各期における学習機会の充実

(生涯学習課)

【目的】

市民が生涯各期において自ら学ぶことのできる環境を整備すること。

【内容】

市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供する。

【主な事務事業】

① 青少年体験教室

様々な体験活動を通して子どもたちの知的好奇心や想像力を豊かにし、自立心の育成や参加者同士の交流を図るための事業を推進する。

② 教養講座・文化講座

市民の主体的な学習活動や地域社会へ貢献する活動への支援及び三条市の特性を活かした学習活動を提供するため、分館も含めた全市 12 公民館で教養講座・文化講座を開設する。

③ 高齢者教育に関する講座

現代社会に対応できる知識の習得や趣味教養の向上を目指し、学習を通しての仲間づくりや生きがいづくりなど、高齢者の充実した生活支援のための事業を推進する。

【評価】 B

あらゆる年齢層を対象に様々な教室・教養講座等を開催し、事業実施に当たってはスマートウェルネス三条の視点をもって、「いつの間にか歩いていた・歩かされていた」というような仕掛けを取り入れ、事業終了後には、満足度調査を実施することにより市民ニーズの把握に努めた。また、成人大学講座においては、高度な学習機会を求める市民ニーズに応えるために新潟大学と連携し、「医療の最前線」を学習テーマとした講座を開設した。さらに、既成概念に捉われない新しい発想で生涯学習や公民館をPRするとともに、市民目線に立った施設の柔軟な利用促進を図ることを目的に、公民館の駐車場等を活用した人を集める・人が集まるにぎわいイベントを開催することなどにより、新たな利用者の拡大を図った。

【今後の方針】

今後もライフステージに応じた市民ニーズを的確に把握し、市民満足度の向上に努めるとともに、常にスマートウェルネス(※8)三条の視点を持ち、今後整備されるまちなか交流広場を含めて、まちなかの社会教育施設等が有機的な連携を図り、まちなかのにぎわいにつなげる事業を展開する。さらに、策定した第2次三条市生涯学習推進計画に基づき、中高齢者層を重点ターゲットと捉え、この年齢層が特に関心を持って行動につながるような事業を実施する。

※8 スマートウェルネスとは、歩くことによる「身体」の健康はもちろん、人との出会いを通じ「心」の健康や「生きがい」までを含めた「健康」につなげ、市民の安心安全で豊かな生活を推進するものである。

3 - (2) 現代的課題などの学習

(生涯学習課)

【目的】

市民が現代社会で生活する際に必要な知識・教養を習得すること。

【内容】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むため学習する必要がある課題を現代的課題とし、学習機会の提供を目指す。

【主な事務事業】

① 各種IT講習会等の開催

高度情報化社会への迅速な対応が求められる中で、中高齢者を対象としたらくらくスマートフォン講習会やパソコン教室等を開催し、その使い方や生活に役立つ活用方法等の知識の習得を図る。

② 成人大学講座の開催

高齢化社会における「社会を生き抜く力・暮らし抜く力」の醸成を図ることを目的に生涯学習に関する意識調査等においても常に多くの市民が興味・関心を示す「健康」・「医療」・「食」をテーマとした成人大学講座を開催する。

③ スマートウェルネス三条の視点をもった公民館事業

常にスマートウェルネス三条の視点をもって公民館事業を構築することによって、「いつの間にか歩いていた、気が付いたら歩かされていた」というような事業を積極的に実施する。

【評価】 A

急激な社会の変化に対応するための現代的課題をテーマとした学習機会の提供や、市の行政課題であるスマートウェルネス三条の視点をもった事業への取組、心と身体の健康づくりや元気な高齢者を目指した各種教室講座等の開催を通じて、多くの参加者を得た。

【今後の方針】

今後も社会の変化に対応するため、健康、医療、食糧、国際理解、情報化、男女共同参画、人権問題及び環境問題等の現代的課題をテーマとした学習機会の提供を図っていくとともに、常にスマートウェルネス三条の視点をもった事業の構築を積極的に推進していく。さらに、固定観念に捉われず市民目線に立った事業を展開することで、これまで公民館に足を運ばなかった市民のニーズを掘り起し、生涯学習人口の拡大を図る。

3- (3) 学習成果を活かす仕組みづくり

(生涯学習課)

【目的】

市民が自主的な学習活動に取り組める環境を整えること。

【内容】

市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習指導者や生涯学習ボランティアの育成を図るとともに、習得した知識・経験や学習成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに努め、市民の生きがいつくり、仲間づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 市民総合大学

市民が学びの成果やその知識・技能を活かし、自らが講師となって講座を企画・運営することを通じて、循環型の生涯学習社会の実現を目指す。

② ITリーダー養成講座

パソコン操作の初心者への指導方法について講座を開催し、指導者を養成する。

③ レクリーダー養成講座

事業に使用するレクリエーションについて講座を開催し、指導者を養成する。

【評価】 A

市民が企画やアイデアをカタチにする場として、また学んだ成果を活かす機会としての市民総合大学が市民に浸透し、応募件数も順調に増加しており、事業の定着化が図られている。

また、ITリーダー養成講座等の応募者に、受講後の初心者パソコン教室へのボランティア参加を促すことで指導補助の体験をしてもらい、新たな活躍の場・やりがいにつながる仕組みを構築し、学んだ成果を活かす循環型生涯学習の推進を図った。

【今後の方針】

学んだ成果を活かす循環型生涯学習の推進を図るため、新たに平成27年度から実施する中高齢者層を対象とした「きっかけの1歩事業」等を通じて、社会参画活動意欲のある元気な高齢者を育成・発掘し、関係各課と連携しながら確実に次のステップである社会貢献活動へつなげていく必要がある。

4 文化遺産の保存と活用

文化財の指定・登録、ふるさと文化の調査・保存、文化遺産の公開と体験学習などでの活用

■施策の基本的方針

ふるさと三条固有の歴史を物語る文化遺産は、市民の心のよりどころであり、地域の大切な財産です。かけがえのない文化遺産を保存・継承し、地域資源として活用できるようにするため、詳細な文化財調査を行い、文化財指定や登録などの保護を進めます。

また、埋蔵文化財についても、文化財保護法に基づき、開発事業と調整し、記録保存の発掘調査の実施などにより適切に保護を図ります。

保護された文化遺産を地域資源として磨き上げ、市民自ら情報発信源となり、ふるさと三条の素晴らしさを市内外に広めることができるよう、文化遺産に触れたり学習したりすることができる機会の充実に努めます。

■主な取組

(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定【生涯学習課】

文化遺産を地域資源として活用できるようにするため、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録します。

(2) 埋蔵文化財の調査・保護【生涯学習課】

開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護に努めます。

(3) 文化遺産の公開・活用【生涯学習課】

遺跡展示会・遺跡体験講座・神楽鑑賞会・三条学講座・文化財めぐりなどを開催し、市民がふるさとの歴史にふれる機会の充実に図ります。

4－(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定

(生涯学習課)

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を地域資源として活用できるように指定・登録すること。

【内容】

地域の暮らしの中に埋もれたまま失われつつある文化遺産を新たに価値づけし、地域資源として磨き上げ活用できるようにするため、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録する。

【主な事務事業】

① 文化財総合調査

保存・活用が必要とされる文化遺産の基礎資料として作成された「三条市文化遺産リスト」に掲載された古文書、建造物などの文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための詳細な調査を実施する。

② ふるさと三条再発見

三条固有の歴史を物語る文化遺産について調査し、かけがえのない文化遺産を記録・保存し活用につなげる。

【評価】 A

文化遺産リスト掲載物件を対象とした文化財総合調査を行い、価値づけされた地域の文化遺産4件について速やかに手続きを進め、県指定文化財・国登録有形文化財に指定・登録し、その価値を具体的に示して公開することができる状態となった。

また、中心市街地（一ノ木戸地区）歴史的建造物総合調査を実施し、今後の保存・活用のための基礎資料の整備を進めた。

その他、ふるさと三条再発見調査では、「下田郷のいしぶみ」などの調査を進め、文化遺産として新たに価値づけし、その成果を活かして企画展「下田郷のいしぶみ事始め」やいしぶみめぐりを開催した。

【今後の方針】

文化遺産リストを対象とした文化財総合調査などにより価値づけされた保護の緊急性や重要度の高い物件については、速やかに市指定文化財や国登録有形文化財に指定・登録し、地域資源として活用できるようにする。

特に、過去の歴史的建造物総合調査で価値が明らかになった中心市街地の歴史的建造物は、国登録有形文化財への登録を目指し所有者と調整を図る。

また、下田郷の歴史遺産再発見事業や歴史の道八十里越保存・活用事業などを新たに実施し、三条市の魅力ある文化遺産を価値づけし、保存・活用につなげる。

4－(2) 埋蔵文化財の調査・保護

(生涯学習課)

【目的】

地域の財産である貴重な埋蔵文化財について開発行為に伴う発掘調査を実施し保護すること。

【内容】

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整し、開発行為により破壊される埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

【主な事務事業】

① 諸開発関係 市内遺跡確認・試掘調査

諸開発に伴い遺跡の内容などを把握する試掘・確認調査を行い、開発行為に対する調整用資料を整備する。

② 市道矢田中曽根新田線道路改良関係 大原遺跡・道東遺跡発掘調査

市道矢田中曽根新田線道路改良で破壊される大原遺跡・道東遺跡の発掘調査を行い保護する。

【評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、11件の発掘調査を行い、適切に埋蔵文化財の保護が図られた。

発掘調査を必要としなかった案件を含めて、諸開発予定に伴い事前に埋蔵文化財の所在や試掘調査の実施の有無についての照会件数が平成26年度140件あり、開発事業の計画策定段階から埋蔵文化財の保護について事前照会するという仕組みが定着した。

また、民間からの照会も多く、民間開発予定地や個人住宅建設予定地における確認調査が増加しているが、適切に保護が図られている。

【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにする。

また、開発事業計画策定段階から埋蔵文化財保護について事前照会する仕組みについては今後とも周知徹底を図る。

4－(3) 文化遺産の公開・活用

(生涯学習課)

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を公開することにより、市民の保護意識を涵養すること。

【内容】

遺跡展示会・遺跡体験講座・遺跡めぐり・神楽鑑賞会・三条学講座・文化財めぐりなどを開催し、市民がふるさとの歴史・文化にふれる機会の充実を図る。

また、これらの事業を文化財保護団体などと共催し、その活動を支援する。

【主な事務事業】

① 遺跡展示会

遺跡発掘調査などの成果や本市にある全国的に著名な遺跡をより多くの市民に知ってもらうため、遺跡展示会を下田郷土史研究会、三条考古学研究会などと共催し開催する。

② 遺跡出前体験講座

当時の人々の暮らしを体験し、だれでもわかりやすく遺跡に親しむことができる遺跡出前体験講座を三条考古学研究会、縄文インストラクターなどと協力して開催する。

③ 三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会

県指定文化財三条神楽と市指定文化財栄神楽の伝承と紹介のため、三条神楽保存会、栄神楽保存会と共催し開催する。

【評価】 B

ふるさと三条再発見事業として調査を進めてきた下田郷のいしぶみについて、調査成果をすみやかに活用し、いしぶみめぐりやいしぶみ企画展などを開催し、新たに価値づけされた歴史資源を多くの人々に周知することができた。

また、遺跡展示会のワークショップを展示会場に隣接する道の駅で開催し、遺跡に興味のある人だけではなく、道の駅を利用した観光客等にも文化遺産に親しんでもらうことができた。

ほかに、三条市内の遺跡出土品を市外の博物館での企画展に貸出すことで、地元だけではなく、市外の人々にも三条市の貴重な文化遺産を紹介することができ、シティセールスにつなげることができた。

【今後の方針】

下田郷の歴史遺産再発見事業では、新たに価値づけされた歴史遺産の活用を図る。あわせて、地元住民に向けて地縁型コミュニティの維持存続に向けた取組を行う。

また、遺跡の大規模な発掘調査が予定されていることから、普段見ることができない遺跡の現地説明会を開催するほか、歴史の道八十里越をテーマとした講演会を福島県只見町と連携し開催する。

さらに、三条市が加盟する信濃川火焰街道連携協議会の事業として、2020年東京オリンピック・パラリンピックの聖火台に火焰型土器の造形が採用されるように、アピール事業に取り組むとともに、火焰型土器のレプリカを作成し、出張展示や出前講座などで三条市の魅力ある遺跡出土品を市内外に広く情報発信できるように努める。

教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況

1 教育委員会会議の開催状況

○第5回定例会（4月23日）

報告：報第1号 専決処分報告について（三条市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱）

報第2号 平成25年度第4回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

議事：議第1号 さんじょう一番星育成事業実施要綱及び開講スケジュールについて

その他：(1) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

(2) 「三条市の幼児教育」及び「三条っ子発達応援事業」パンフレットについて

○第6回定例会（5月27日）

報告：報第1号 専決処分報告について（三条市学校給食運営委員会委員の委嘱）

報第2号 専決処分報告について（三条市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱）

報第3号 専決処分報告について（三条市スポーツ推進審議会委員の任命に関する同意）

議事：議第1号 三条市教育基本方針等検討委員会委員の委嘱について

議第2号 学びのマルシェ（一番星育成）事業運営業務委託事業者の選定について

その他：(1) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

(2) 学びのマルシェの準備進捗状況について（概要報告）

○第7回定例会（6月27日）

報告：報第1号 専決処分報告について（さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正）

議事：議第1号 三条市図書館協議会委員の任命について

その他：(1) 教育に関する事務の点検及び評価について

(2) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

(3) 下田中学校学校給食における異物混入について

(4) 三条市幼児教育推進プラン平成25年度実施状況及び平成26・27年度実施計画について

○第1回協議会（7月23日・非公開）

○第8回定例会（7月26日）

委員長の選挙・職務代理委員の指定・議席の決定

報告：報第1号 平成26年度第1回三条市学校給食運営委員会会議録について

報第2号 平成26年度第1回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会について

議事：議第1号 平成27年度使用教科用図書の採択について（非公開）

○第9回定例会（8月25日）

報告：報第1号 専決処分報告について（三条市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱）

報第2号 平成26年度第1回三条市図書館協議会会議録について

議事：議第1号 平成26年度教育に関する事務の点検及び評価について

- その他：(1) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）
(2) 三条市青少年育成センター条例の一部改正について
(3) 三条市児童クラブ条例の一部改正について

○第10回定例会（9月26日）

- 報告：報第1号 平成26年度第1回三条市文化財保護審議会会議録について
報第2号 教育委員会事務局職員の人事異動について
その他：(1) 三条市議会9月定例会の概要について
(2) 平成26年度教育委員先進地視察について
(3) 平成26年度教育委員学校訪問について
(4) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○第2回協議会（9月26日・非公開）

○第11回定例会（10月29日）

- その他：(1) 牛乳停止試行期間中の給食について
(2) 給食費の改定について
(3) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○第12回定例会（11月19日）

- 報告：報第1号 平成26年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について
その他：(1) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○第13回定例会（12月25日）

- 報告：報第1号 平成26年度第3回三条市学校給食運営委員会会議録について
その他：(1) 三条市総合計画の策定について
(2) 三条市議会12月定例会の概要について
(3) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○第3回協議会（12月25日・非公開）

○第1回定例会（1月27日）

- 報告：報第1号 教育基本方針等検討委員会の進捗状況について
報第2号 平成26年度第3回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について
議事：議第1号 三条市教育委員会公印規程の一部改正について
その他：(1) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

○第1回協議会（1月27日・非公開）

○第2回定例会（2月18日）

- 報告：報第1号 平成26年度第4回三条市学校給食運営委員会会議録について
議事：議第1号 三条市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議第2号 三条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
議第3号 平成27年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）について（非公開）
その他：(1) 平成26年度小中学校卒業式参列者について

- (2) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）
- (3) 第2次三条市生涯学習推進計画（案）について

○第3回臨時会（2月25日・非公開）

○第4回定例会（3月13日）

- 議 事：議第1号 三条市教育基本方針について
 議第2号 三条市いじめ防止等の基本的な方針について
 その他：(1) すまいる子ども・若者プラン（三条市子ども・子育て支援事業計画）について
 (2) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）
 (3) 平成27年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会（新潟大会）について

○第5回臨時会（3月25日）

- 報 告：報第1号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員の人事異動）
 報第2号 市立学校教職員の人事異動について
 報第3号 平成26年度第3回三条市図書館協議会会議録について
 議 事：議第1号 三条市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について
 議第2号 三条市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について
 議第3号 三条市教育委員会規則等の一部改正について
 議第4号 三条市教育委員会事務局処務規程等の一部改正について
 議第5号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則の一部改正について
 議第6号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について
 議第7号 三条市公民館長、分館長及び分館主事の任命について
 その他：(1) 三条市議会3月定例会の概要について
 (2) 平成27年度三条市学校教育プランについて

2 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

日 程	訪 問 校
10月28日	保内小学校 第四中学校 井栗小学校 旭小学校
10月29日	笹岡小学校 大浦小学校 栄中央小学校 栄北小学校
11月4日	第二中学校 大崎中学校
11月7日	下田中学校 裏館小学校 大崎小学校 須頃小学校

3 教育委員の行政視察

日 程	視察先	内 容
10月30・31日	兵庫県姫路市	小中一貫教育全国サミット

4 教育関係会議への教育委員の出席

- ・ 全県教育長会議（4月22日 新潟市）
- ・ 関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（5月16日 長野市）
- ・ 全国都市教育長協議会定期総会（5月21～23日 鹿児島市）
- ・ 新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（7月17日 小千谷市）
- ・ 新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（10月21・22日 新潟市）

5 その他の出席

小・中学校卒業式、周年事業記念式典（上林小 140 周年）、新生・森町小学校開校式、嵐南小学校開校並びに第一中学校新校舎完成記念式典、成人式、市展、スポーツ大会等

三条市教育事務点検評価委員会

1 三条市教育事務点検評価委員会要綱

平成 20 年 9 月 1 日
教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、三条市教育事務点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が行う点検及び評価について意見を述べ、又は助言を行うこと。
- (2) その他点検及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	雲尾 周	新潟大学大学院現代社会文化研究科准教授
委員長職務代理者	村田 洋子	元三条市立西鱒田小学校長
委 員	小林 淳	三条市PTA連合会事務局長

・任期：平成27年7月1日から平成29年6月30日まで

3 三条市教育事務点検評価委員会開催状況

	日 時	内 容
第1回	平成27年7月7日（火）	(1)委員長の互選 (2)職務代理委員の指名 (3)教育に関する事務の点検及び評価について ア 実施方針 イ 点検・評価対象項目（平成26年度事後評価シート）
第2回	平成27年8月17日（月）	平成27年度（平成26年度の事務対象）教育に関する事務の点検及び評価報告書（案）について